

受注者の皆様へ重要なお知らせ

【令和8年3月25日から】電子契約の試行導入について

はじめに

立山町では、デジタル技術の活用による行政サービスの向上及び業務効率化を図るため、インターネット上で契約手続きが行える電子契約サービス「クラウドサイン」を令和8年3月25日から試行導入します。

当町との契約に際しては、インターネット環境とメールアドレスがあれば、事業所側でのサービスの導入状況に関わらず電子契約での契約締結が可能です。

運用対象につきましては、当面の間、試行期間として、総務課管財係で公告及び指名通知をする入札案件（一般競争入札・指名競争入札【予定価格200万円以上】）といたします。

なお、試行導入で明らかとなった課題等について改善を図った上で、令和8年度中には、入札（予定価格200万円未満）・随意契約についても対象を拡大する予定です。

電子契約の流れ

1 電子契約利用申出書の提出

電子契約を希望する場合は、電子契約の締結に使用するメールアドレス等を確認するため、「[電子契約利用申出書](#)」を町HPからダウンロードのうえ、[入札締期限まで](#)に電子メールで総務課管財係に提出ください。

【提出先】総務課管財係 soumu@town.tateyama.lg.jp

件名は「【(業者名)】電子契約利申出書」とし、Word形式で提出（押印不要）ください。

2 契約書案の送付

落札決定後、「電子契約利用申出書」に記載いただいたメールアドレスに契約書案を送付しますので内容をご確認ください。（契約書案の受注者名欄は発注者側で入力します。）

3 契約予定日

契約予定日は、契約書案の確認及び提出書類（※4、5に該当の場合のみ）が揃い次第、発注者側で決定します。（契約予定日の希望があれば申し出てください。）

4 契約保証の手続きについて（「工事」500万以上の案件のみ）

契約保証書は、落札決定日から[3営業日以内をめぐり](#)に発注者に提出してください。

提出先：総務課管財係 soumu@town.tateyama.lg.jp

以下の「③保証会社又は金融機関の保証」の紙の保証証書は電子データでの提出も

可ですが、必ず原本を郵送又は持参願います。

< 契約保証の種類別の提出書類及び提出方法 >

①現金納付 → 領収証書（写）の電子データを電子メールで提出

②有価証券等の提供 → 受領証書（写）の電子データを電子メールで提出

③保証会社又は金融機関の保証

- ・ 紙の保証証書の場合：保証証書（写）の電子データを電子メールで送付し、原本を郵送又は持参（3営業日以内をめど）
- ・ 電子保証の場合：保証確認サービス D-Sure の認証キーを電子メールで送付（※送付先：上記アドレス）

④公共工事履行保証証券による保証 → 保証証書（写）の電子データを電子メールで送付し、原本を郵送又は持参（3営業日以内をめど）

⑤履行保証保険契約の締結 → 履行保証保険証券（写）の電子データを電子メールで提出し、原本を郵送又は持参（3営業日以内をめど）

5 建設リサイクル法対象工事について（※「工事」で対象の場合のみ）

特記仕様書で本工事が建設リサイクル法対象工事かどうかご確認ください。

提出が必要な場合は、届出様式を町 HP からダウンロードのうえ、落札決定日から **3営業日以内をめどに** 下記アドレスあてに提出してください。

提出先：総務課管財係 soumu@town.tateyama.lg.jp

6 契約書の承認、契約締結について

- ①本町の担当者が契約書データ（PDF 形式）を電子契約システム（クラウドサイン）にアップロードすると、当該システムから「電子契約利用申出書」に記載いただいたメールアドレスに電子メールが送信されます。
- ②届いた電子メールに表示された URL サイトにアクセスし、契約書データの内容を確認した上、電子署名をいただくと、次の承認者に承認を依頼するメールが届きます。（※次の承認者も同様に操作し、電子署名を行います。）
- ③受注者契約締結権者の承認後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了し、合意締結完了メールが届きます。その後、契約書をダウンロード・保存してください。

7 変更契約

変更契約も電子契約の対象とします。ただし、工期等の状況によっては、ご希望に添えない場合があります。

電子契約の流れ

